

★取引相場のない株式の相続税評価方法の見直しについて（続報）

OSA通信第158号では、取引相場のない株式の評価方法の見直しについて、これまでの有識者会議の動向や、第5回有識者会議で国税庁が提示した新たな評価方法について概要をご案内しました。9月16日には、第6回有識者会議が開催され、第5回で提示した新たな評価方法の個別論点について議論されました。今回は、その中で気になる「特定の評価会社」の対象となる法人の範囲についてご案内します。（長掛栄一）

◎有識者会議で国税庁が提示した「特定の評価会社」となる法人の範囲

国税庁の新たな評価方法案では、「特定の評価会社」については、純資産価額方式での評価が予定されています。「特定の評価会社」について、国税庁案では次の会社を想定しています。

類型	会社例
① 株式の価額の大半を保有資産の価値が占められると考えられる会社	資産管理会社（資産保有特定会社）
② 評価通達における残余利益方式での評価が技術上困難と認められる会社	組織再編直後の会社
	開業後5年未満の会社
	開業前の会社
③ 残余利益方式の前提である継続企業の前提に疑義がある会社	休業中の会社
④ 残余利益方式の前提である継続企業の前提を欠いている会社	清算中の会社

◎国税庁の考える「資産管理会社（資産保有特定会社）」とは

国税庁は、「資産管理会社（単に資産の保有・管理することを主たる目的とする（と認められる）会社）」の定義案を第6回有識者会議で以下のいずれかの条件に該当する会社として提示しています。

項目	条件
特定資産保有割合 ※特定資産の範囲 ① 有価証券等 ② 現に自ら使用していない不動産（遊休不動産、第三者に賃貸している不動産等） ③ ゴルフ会員権等 ④ 現金、預貯金その他これに類する資産（保険積立金、同族関係者への貸付金・未収金等） ⑤ 絵画、貴金属等	70%以上
特定収入割合（特定資産の運用収入）	75%以上

このままでは、**不動産賃貸業**など資産比率が特定資産に偏っている業種の会社が「資産管理会社」に該当してしまうため、単に資産の保有・管理を目的とする会社区別する場合、どのような基準を設けるべきか、さらに検討が進められる予定です。

◎まとめ

第5回有識者会議で取引相場ない株式の評価方式案の骨子が示され、第6回有識者会議では、原則評価方式となる予定の「残余利益方式」、特定の評価会社に関する個別論点が議論されました。小職事務所が多く関与する不動産賃貸業を営む法人が純資産価額の対象となってしまうと、自社株評価額が大幅に上昇する可能性が高いため、引き続き動向に注視したいと思います。